第三十九条の二第一項	道路管理者は	道路管理者等は
第三十九条の二第六項	道路管理者（市町村である道路管理者を除く。）	道路管理者等（市町村である道路管理者を除く。）
第三十九条の二第七項	入札占用指針	道路管理者等が入札占用指針
第三十九条の五第二項	道路管理者は、	道路管理者は、道路管理者等が
第四十七条の二第二項	道路管理者を異にする二以上の道路に係るものであるとき（国土交通省令で定める場合を除く。）は、同項	第四十八条の十九第一項の規定により国土交通大臣が維持又は災害復旧に関する工事を行う道路及び当該道路以外の道路に係るものであるときは、前項
第四十七条の二第二項及び第三項	の道路管理者	の道路管理者又は国土交通大臣
第四十七条の五第一項	道路管理者は、第四十六条第一項	第四十六条第一項
	場合においては	道路管理者等は
	、道路管理者	、道路管理者等
第四十七条の八第二項	協定を	道路管理者等が協定を
第四十八条の十四第一項	道路管理者は、	道路管理者等は、道路管理者が
第四十八条の二十一第一項及び第三項	、利便施設協定を	、道路管理者等が利便施設協定を
第五十四条の二第一項	共用管理施設関係道路管理者	共用管理施設関係道路管理者又は国土交通大臣及び他の道路の道路管理者

第二条の見出し中「工事」を「工事等」に改め、同条第一項を次のように改める。

国土交通大臣は、次に掲げる工事等（工事又は維持をいう。以下同じ。）を行おうとする場合においては、あらかじめ、当該道路の路線名、工事等の区間、工事の種類及び工事等の開始の日を告示しなければならない。

一　法第十二条本文の規定による国道（指定区間外の国道に限る。）の新設又は改築に関する工事

二　法第十三条第二項の規定により指定区間内の国道の管理を都道府県又は指定市が行っている区間に係る法第十二条本文の規定による新設若しくは改築又は法第十三条第一項の規定による修繕若しくは災害復旧に関する工事

三　法第十三条第三項の規定による指定区間外の国道の災害復旧に関する工事

四　法第十七条第六項の規定による都道府県道又は市町村道を構成する施設又は工作物の改築又は修繕に関する工事

五　法第四十八条の十九第一項の規定による指定区間外の国道、都道府県道又は市町村道の維持又は災害復旧に関する工事

第二条第二項中「工事」を「工事等」に、「前項の規定」を「同項の規定」に改める。

第三条の二第一項中「第三十九条第二項第六号」を「第四十一条第二項第八号」に改める。

第四条第一項中第三十八号を第三十九号とし、第三十三号から第三十七号までを一号ずつ繰り下げ、同項第三十二号中「第七十二条の二第一項」の下に「又は第二項」を加え、同号を同項第三十三号とし、同項中第三十一号を第三十二号とし、第二十五号から第三十号までを一号ずつ繰り下げ、同項第二十四号中「第四十八条の二十七」を「第四十八条の二十七」に改め、同号を同項第二十五号とし、同項第二十三号中「第四十八条の十七第一項」を「第四十八条の二十第一項」に改め、同号を同項第二十四号とし、同項中第二十二号を第二十三号とし、第十五号から第二十一号までを一号ずつ繰り下げ、同項第十四号の次に次の一号を加える。

十五　法第三十九条の九（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により必要な措置を講ずべきことを命ずること。

第四条第二項中「工事開始」を「工事の開始」に改め、同項ただし書中「前項第二十九号及び第三十号」を「前項第三十号及び第三十一号」に改める。

第四条の二第一項第一号中「第十五号まで、第十七号、第二十二号から第二十四号まで、第六号から第三十号まで、第三十三号及び第三十四号」を「第十六号まで、第十八号、第二十三号から第二十五号まで、第二十七号から第三十一号まで、第三十四号及び第三十五号」に改め、同項第五号中「第十五号」を「第十六号」に改め、同項第十号中「第四十八条の二十二第一項」を「第四十八条の二十三第一項」に改め、同項第十一号中「第四十八条の二十三」を「第四十八条の二十四」に改め、同項第十二号中「第四十八条の二十四」を「第四十八条の二十五」に改め、同項第十三号中「第四十八条の二十四」を「第四十八条の二十五」に改め、同項第十四号中「第四十八条の九」を加え、同項中第二十七号を第二十八号とし、第十五号から第二十六号までを一号ずつ繰り下げ、第十四号の次に次の一号を加える。

十五　法第七十二条の二第一項の規定により必要な報告をさせ、又はその職員に立入検査をさせること。

第四条の二第二項ただし書中「前条第一項第二十九号及び第三十号」を「前条第一項第三十号及び第三十一号」に改める。

第四条の三第一項中「第三十八号」を「第三十九号」に改め、同条第二項ただし書中「第四条第一項第二十九号及び第三十号」を「第四条第一項第三十号及び第三十一号」に改める。

第五条第四号中「第四十八条の十八第三項」を「第四十八条の二十一第三項」に改める。

第五条の次に次の一条を加える。

第五条の二　法第四十八条の十九第二項の規定により国土交通大臣が道路管理者に代わって行う権限は、次に掲げるもののうち、国土交通大臣が道路管理者と協議して定めるものとする。この場合において、国土交通大臣は、成立した協議の内容を告示しなければならない。

一　第四条第一項第一号から第三十号まで、第三十二号から第三十五号まで及び第三十七号から第三十九号までに掲げる権限

二　第四条の二第一項第二号、第四号及び第十三号に掲げる権限

三　法第九十五条の二第一項（法第四十六条第三項の規定により道路の通行を禁止し、又は制限しようとするとき並びに法第九十五条の二第一項の政令で定める道路の交差部分及びその付近の道路の部分の改築又は歩行安全改築を行おうとするときに係る部分を除く。）の規定により意見を聴き、又は通知し、及び同条第二項（法第四十八条の二第一項又は第二項の規定による自動車専用道路の指定をしようとするとき及び法第四十六条第三項の規定により自動車専用道路の通行を禁止し、又は制限しようとするときに係る部分を除く。）の規定により協議し、又は通知すること。

2　前項に規定する国土交通大臣の権限は、第二条第一項の規定により告示する工事等の開始の日から同条第二項の規定により告示する工事等の完了又は廃止の日までに限り行うことができるものとする。ただし、第四条第一項第三十号に掲げる権限は、工事等の完了又は廃止の日後においても行うことができる。

第六条第一項中「又は第三項」を「若しくは第三項又は第四十八条の十九第二項」に、「第四十八条の十七第一項」を「第四十八条の二十第一項」に改め、同条第二項中「第四十八条の十七第一項」を「第四十八条の二十第一項」に、「第四十八条の二十二第三項」を「第四十八条の二十五第三項」に改め、同条第三項中「又は第三